

中京大学・県政連続講義 7回 2023年5月23日

愛知県の貧困対策 (特に子どもへの貧困問題)

愛知県福祉局福祉部地域福祉課

目次

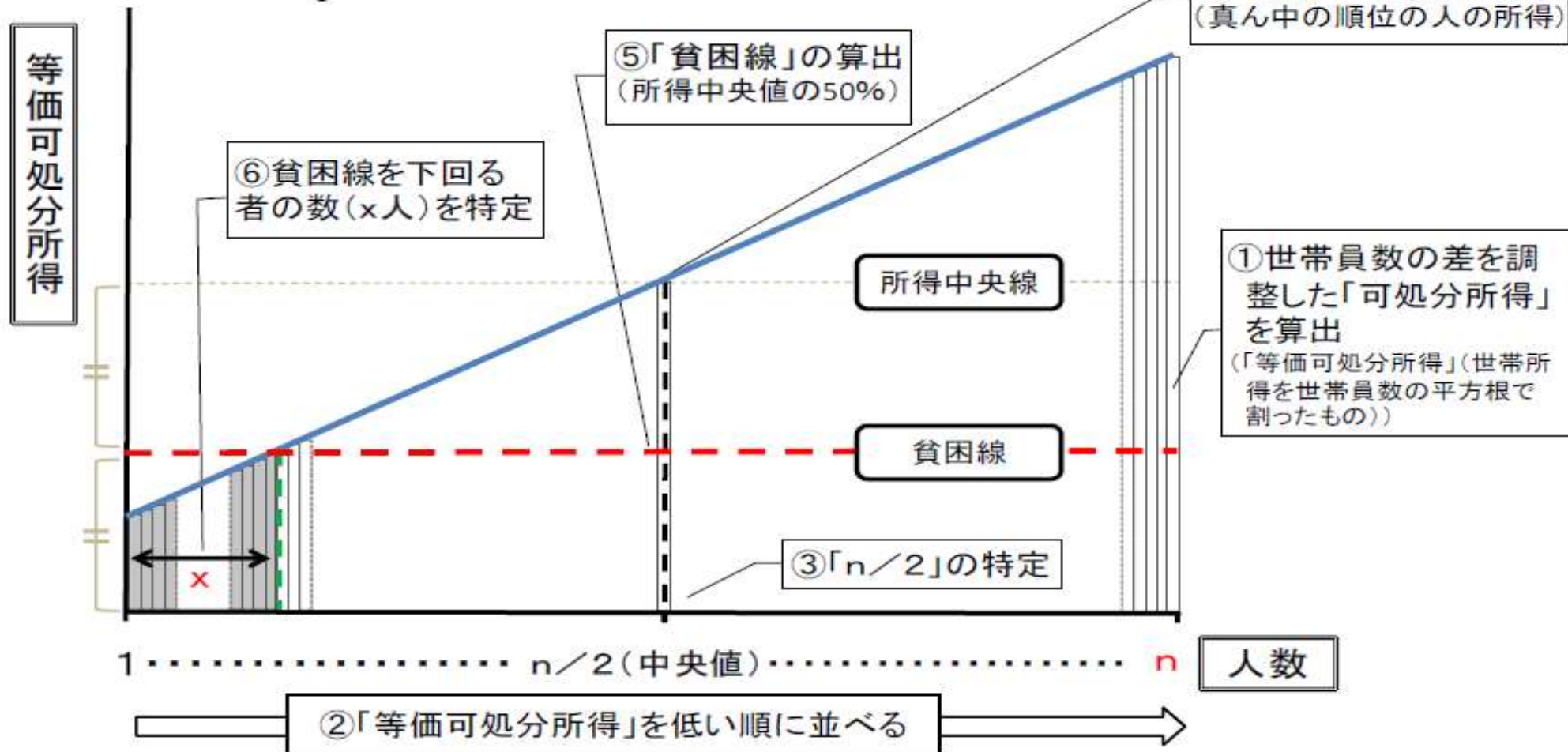
| | 内容 | スライド番号 (左下) |
|---|-------------------|----------------|
| 1 | 子どもの貧困とは | 3-4 |
| 2 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 5-12 |
| 3 | 愛知子ども調査 | 13-32 |
| 4 | 子ども食堂について | 33-45 |
| 5 | 生活困窮者自立支援制度 | 46-50 |

1 「子どもの貧困」とは

- 相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況をさす。
 - ※相対的貧困：ある世帯がその国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態
 - ex. 親子2人世帯の場合：月額約14万円以下（公的給付含む）の所得
 - ⇒ 経済的困窮を背景に、教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況にある傾向
- 子どもの貧困率：相対的貧困の状態にある18歳未満の子どもの割合
 - 全国での子どもの貧困率：13.5%（2018年、厚生労働省調べ）
 - ⇒ 7.4人に1人の子どもが貧困状態にある。

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$



2 子どもの貧困対策の 推進に関する法律

目的、基本理念、大綱について

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、**子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようになるため**、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、**子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。**

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、**子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策**を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

目的

- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- ・**全ての子ども**が心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- ・**子どもの貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

- ・**社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- ・背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

| | |
|------|--|
| 国 | ・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に 子どもや保護者等の意見を反映 させるための措置を講ずる |
| 都道府県 | ・子どもの 貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表 （毎年1回） |
| 市町村 | ・ 市町村計画を策定（努力義務） ※大綱を勧案 |

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

大綱に定める事項

基本的な方針

子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等

教育の支援

生活の安定に資するための支援

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

経済的支援

調査及び研究

検証及び評価その他の施策の推進体制

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する **大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

Ⅲ 子供の貧困に関する指標

【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.1% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 36.0% (平成30年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.8% (平成30年5月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 30.8% (平成30年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) 81.7% (平成28年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.9% (平成28年11月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 58.5% (平成28年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 1.4% (平成30年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 48,594人 (平成30年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
 - ・小学校 50.9% (平成30年度)
 - ・中学校 58.4% (平成30年度)
- スクールカウンセラーの配置率
 - ・小学校 67.6% (平成30年度)
 - ・中学校 89.0% (平成30年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 65.6% (平成29年度)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
 - ・小学校 47.2% (平成30年度)
 - ・中学校 56.8% (平成30年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - ・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・専門学校

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子世帯 80.8% (平成27年)
 - ・父子世帯 88.1% (平成27年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
 - ・母子世帯 44.4% (平成27年)
 - ・父子世帯 69.4% (平成27年)

【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%
- 食料又は衣服が買えない経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 34.9%
(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
 - 衣服が買えない経験 39.7%
(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 16.9%
(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%の合計)
 - 衣服が買えない経験 20.9%
(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 8.9%
 - いざというときのお金の援助 25.9%
 - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 7.2%
 - いざというときのお金の援助 20.4%

【経済的支援】

- 子供の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 13.9% (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 7.9% (平成26年)
- ひとり親世帯の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 50.8% (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 47.7% (平成26年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
 - ・母子世帯 42.9% (平成28年度)
 - ・父子世帯 20.8% (平成28年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
 - ・母子世帯 69.8% (平成28年度)
 - ・父子世帯 90.2% (平成28年度)

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上** ・幼児教育・保育の無償化 ・幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築**
・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援** ・高校中退の予防のための取組 ・高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供** ・高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援** ・児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・特別支援教育に関する支援の充実 ・外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減** ・義務教育段階の就学支援の充実 ・高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等** ・地域学校協働活動における学習支援等 ・生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援** ・学生支援ネットワークの構築 ・夜間中学の設置促進・充実 ・学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援** ・妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援** ・保護者の自立支援 ・保育等の確保 ・保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援** ・生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・社会的養育が必要な子供への生活支援 ・食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援** ・生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援**
- 児童養護施設退所者等に関する支援** ・家庭への復帰支援 ・退所等後の相談支援
- 支援体制の強化** ・児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・社会的養護の体制整備 ・市町村等の体制強化
・ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・相談職員の資質向上

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援** ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援** ・ひとり親家庭の親への就労支援 ・職業と家庭の両立 ・学び直しの支援 ・企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援** ・就労機会の確保 ・学び直しの支援 ・非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施**
- 養育費の確保の推進**
- 教育費負担の軽減**

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究**
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究**
- 地方公共団体による実態把握の支援**

VI 施策の推進体制等

- 国における推進体制** ○**地域における施策推進への支援**
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開**
- 施策の実施状況等の検証・評価** ○**大綱の見直し**

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

3 愛知子ども調査

現状と課題について

愛知子ども調査

○愛知子ども調査報告書における子どもの貧困の定義

- ・ 物質的側面：生活に必要な物品等が不足していること。
- ・ 経済的側面：主に所得や家計の不足を意味します。
- ・ 社会関係：社会関係上の不足を指します。

貧困には、大きく**絶対的貧困**と相対的貧困の2つがあります。

絶対的貧困とは、衣食住などの生きていくために必要最低限な物資、経済力が欠けている状態を指します。

一方、**相対的貧困**とは、その社会で一般的となっている生活水準に達していない状況を指します。相対的貧困の概念は、絶対的貧困の視点が社会的背景とのつながりを欠き、貧困を限定的に捉えるため、貧困の全容を捉えきれないために編み出されました。本報告書が重視するのは相対的貧困です。相対的に貧困であることが成長過程にある子どもの現在および未来のライフチャンスを制約し、その結果、本人の人生に大きな影響を与えると考えます。

(1) 調査期間

平成28年12月7日（水曜日）から12月20日（火曜日）まで

(2) 調査対象区域

県内全域

(3) 調査対象者

調査対象学年の10%程度の子どもと保護者が調査対象となるよう、県が市町村立小・中学校から調査対象クラスを無作為に抽出し、そのクラスの子どもとその保護者を調査対象とした。

| | 小学1年生 保護者 | 小学5年生 保護者 | 小学5年生 本人 | 中学2年生 保護者 | 中学2年生 本人 | 合計 |
|-------|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------|
| 配付数 | 6,965 | 6,593 | 6,593 | 6,742 | 6,742 | 33,635 |
| 有効回収数 | 4,977 | 4,669 | 4,837 | 4,575 | 4,699 | 23,757 |
| 回収率 | 71.5% | 70.8% | 73.4% | 67.9% | 69.7% | 70.6% |

(4) 調査票配付・回収方法

市町村及び県・市町村教育委員会の協力を得て、学校を通じて調査票を配付した。回収については、学校での回収又は郵送方式とした。回収率は70.6%。

「愛知子ども調査」の結果を用いて算出した本県の子どもの貧困率

○算出方法：「愛知子ども調査」の保護者調査票、家族の人数、世帯の収入（手取り額）から1人当たりの収入（手取り額）を算出



- ・ 国民生活基礎調査の貧困線※をもとに、子どもの貧困率を算出
- ・ 愛知子ども調査独自の貧困線を算出し、子どもの貧困率を算出

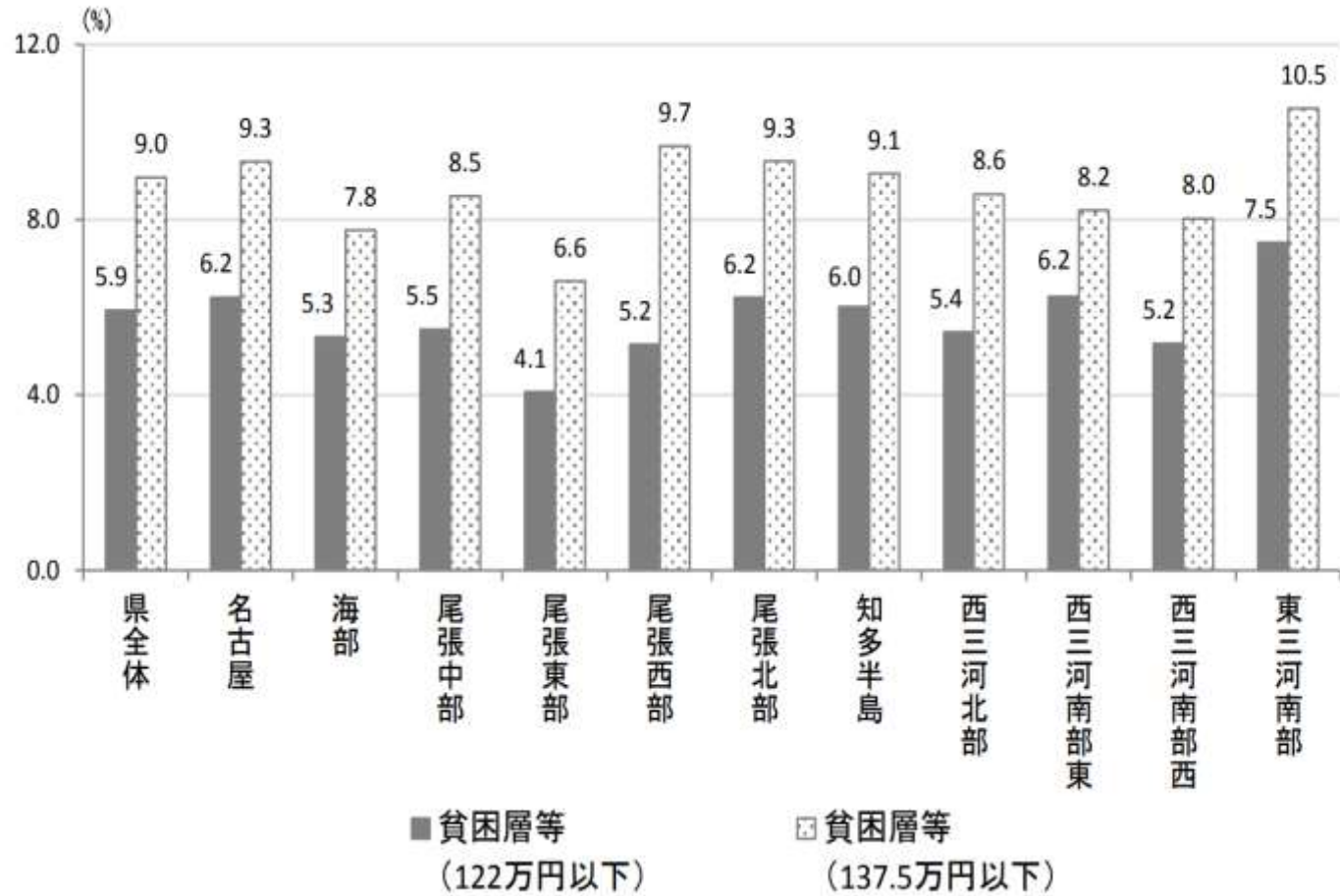
○算出結果：国民生活基礎調査の貧困線（平成24年及び平成27年122万円）による、
子どもの貧困率 **5.9%**

（県内で7万人以上の子どもが、全国の一般世帯の半分以下の所得で暮らしていると推計）

愛知県独自の貧困線137.5万円による、子どもの貧困率 **9.0%**

※貧困線：等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

愛知県 圏域別子どもの貧困率



<参考> 福祉圏域 (12 圏域)

| 圏域名称 | 市町村名 |
|------------|---|
| 1. 名古屋 | 名古屋市 |
| 2. 海部 | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 |
| 3. 尾張中部 | 清須市、北名古屋市、豊山町 |
| 4. 尾張東部 | 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町 |
| 5. 尾張西部 | 一宮市、稲沢市 |
| 6. 尾張北部 | 春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町 |
| 7. 知多半島 | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 |
| 8. 西三河北部 | 豊田市、みよし市 |
| 9. 西三河南部東 | 岡崎市、幸田町 |
| 10. 西三河南部西 | 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市 |
| 11. 東三河北部 | 新城市、設楽町、東栄町、豊根村 |
| 12. 東三河南部 | 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市 |

※ 東三河北部圏域は、調査票回収数が少ないため分析できませんでした。

以下、グラフや表等で扱う区分について

【所得別】

世帯の所得から 1 人当たりの所得を算出し、それを以下の 4 区分に分類しました

所得区分Ⅰ… 1 人あたり 122 万円以下
(国民生活基礎調査の貧困線以下)

所得区分Ⅱ… 1 人あたり 183 万円以下
(国民生活基礎調査の貧困線の 1.5 倍以下)

所得区分Ⅲ… 1 人あたり 244 万円以下
(国民生活基礎調査の貧困線の 2 倍以下)

所得区分Ⅳ… 1 人あたり 244 万円より上
(国民生活基礎調査の貧困線の 2 倍より上)

【ひとり親・ふたり親別】

保護者の人数別（ふたり親の場合は保護者の就労状況別）に、以下の 5 区分に分類しました

ひとり親 … ひとり親（就労状況を問わない）

ふたり親（ともに正社員）… 共働き（ともに正社員又は自営業の保護者）

ふたり親（正社員とパート）… 共働き（保護者の一方が正社員又は自営業で、もう一方がパート）

ふたり親（ともにパート）… 共働き（ともにパートの保護者）

ふたり親（一方が無職）… 片働き（保護者の一方が無職）

【学歴別】

保護者の最終学歴から、以下の 4 区分に分類しました

中卒と中・高卒 … 保護者の一方が中卒で、もう一方が中卒又は高卒

ともに高卒 … ともに高卒の保護者

短大・専門・大卒と高・短大・専門・大卒 … 保護者の一方が短大・専門・大卒で、もう一方が高卒・短大・大卒（ともに大卒は除く）

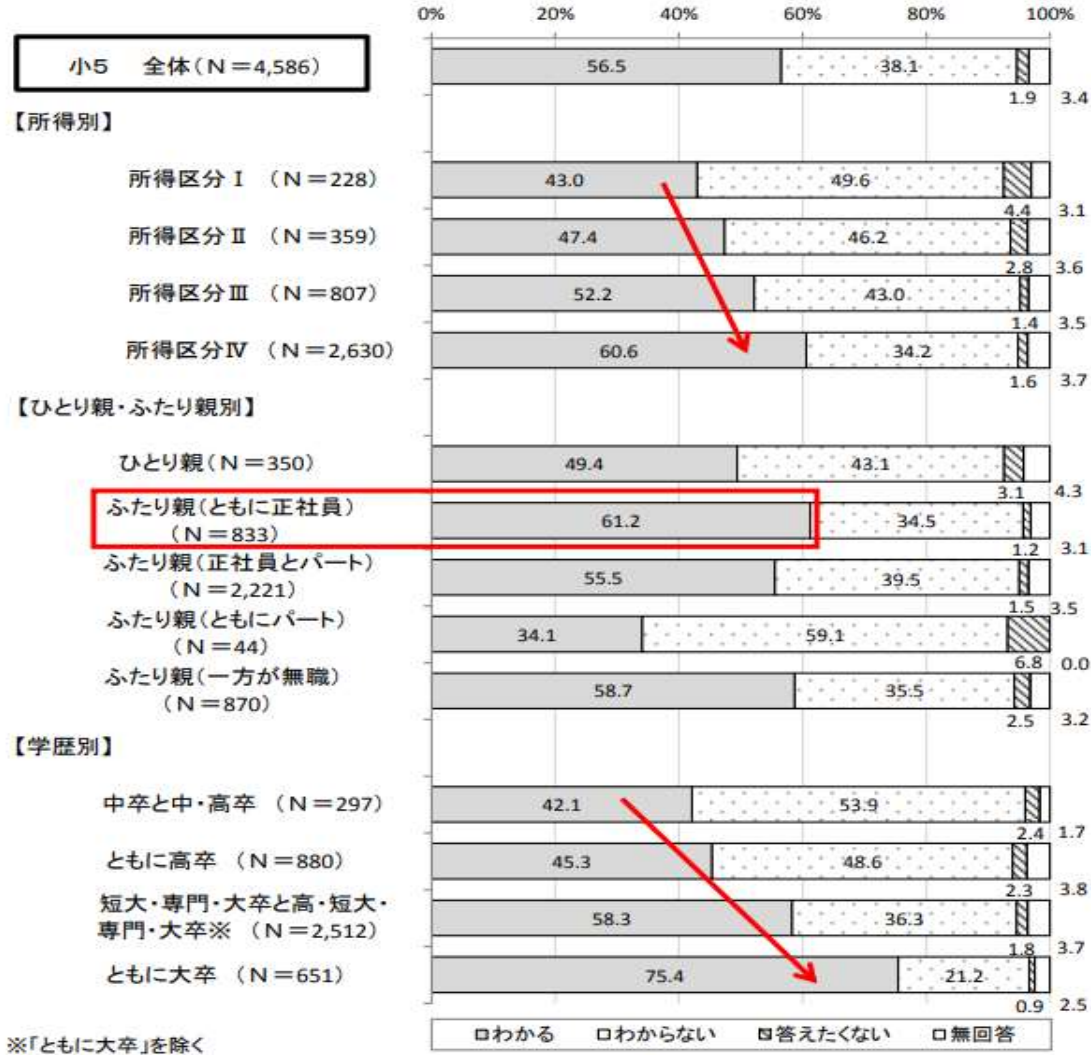
ともに大卒 … ともに大卒の保護者

現状課題

I 教育の機会の均等

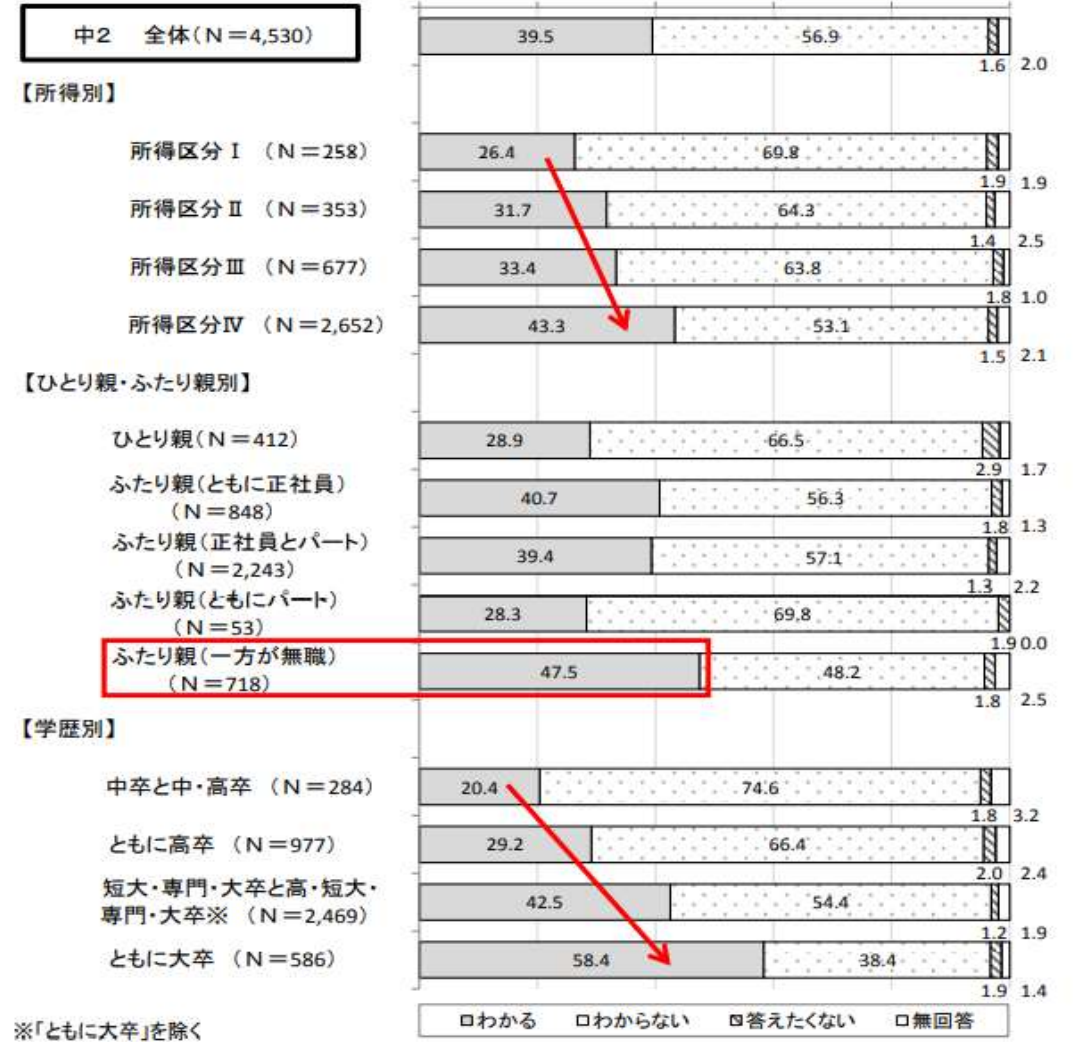
図表－ 2 学校の授業について(小5・中2 子Q18)

【小5子ども】



注)「わかる」は「だいぶわかる」と「ほとんどわかる」の合計、「わからない」は「いつもわからない」と「ときどきわからない」の合計

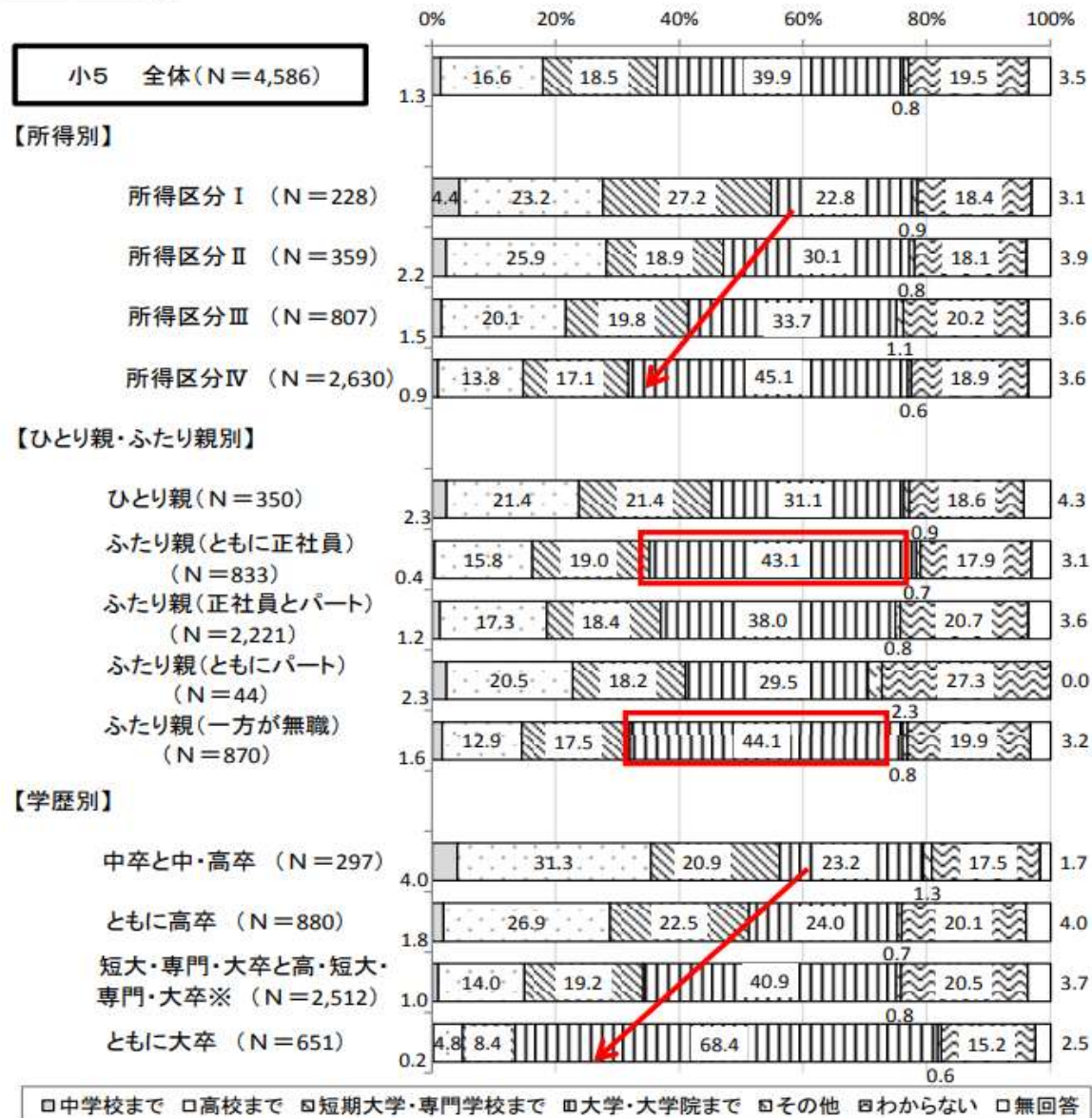
【中2子ども】



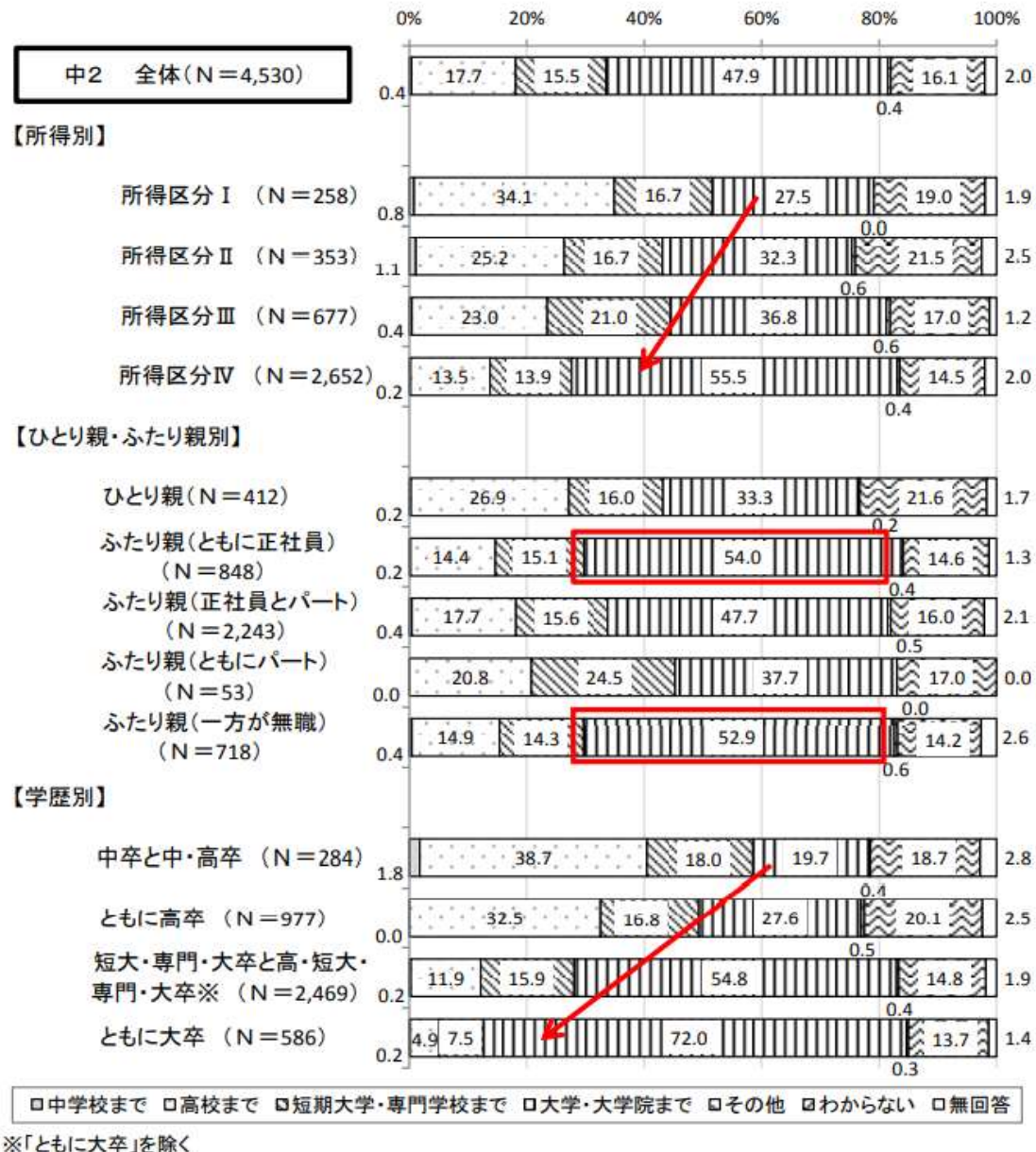
注)「わかる」は「だいぶわかる」と「ほとんどわかる」の合計、「わからない」は「いつもわからない」と「ときどきわからない」の合計

図表- 10 将来行きたい学校(小5・中2 子Q20)

【小5子ども】

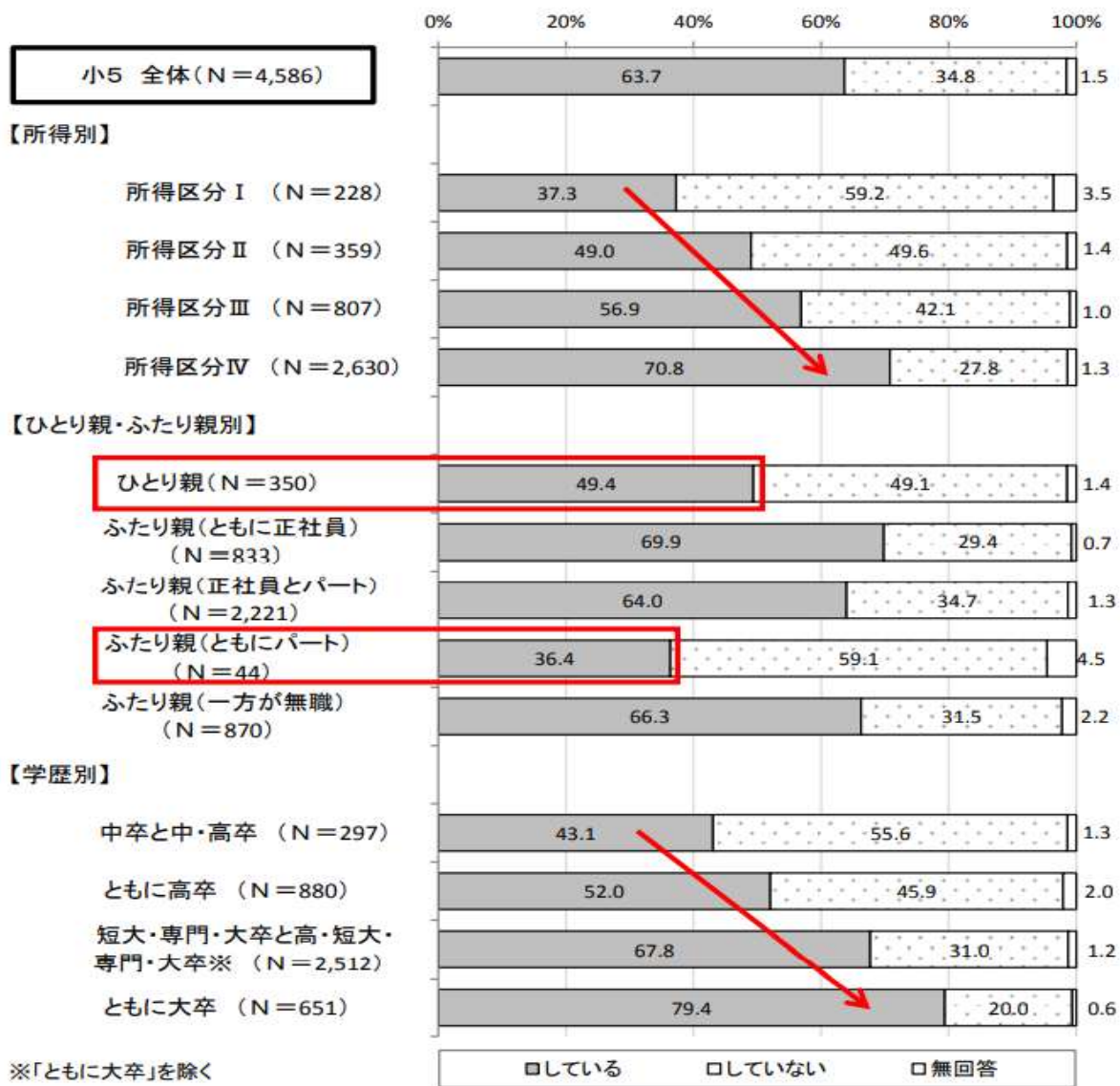


【中2子ども】

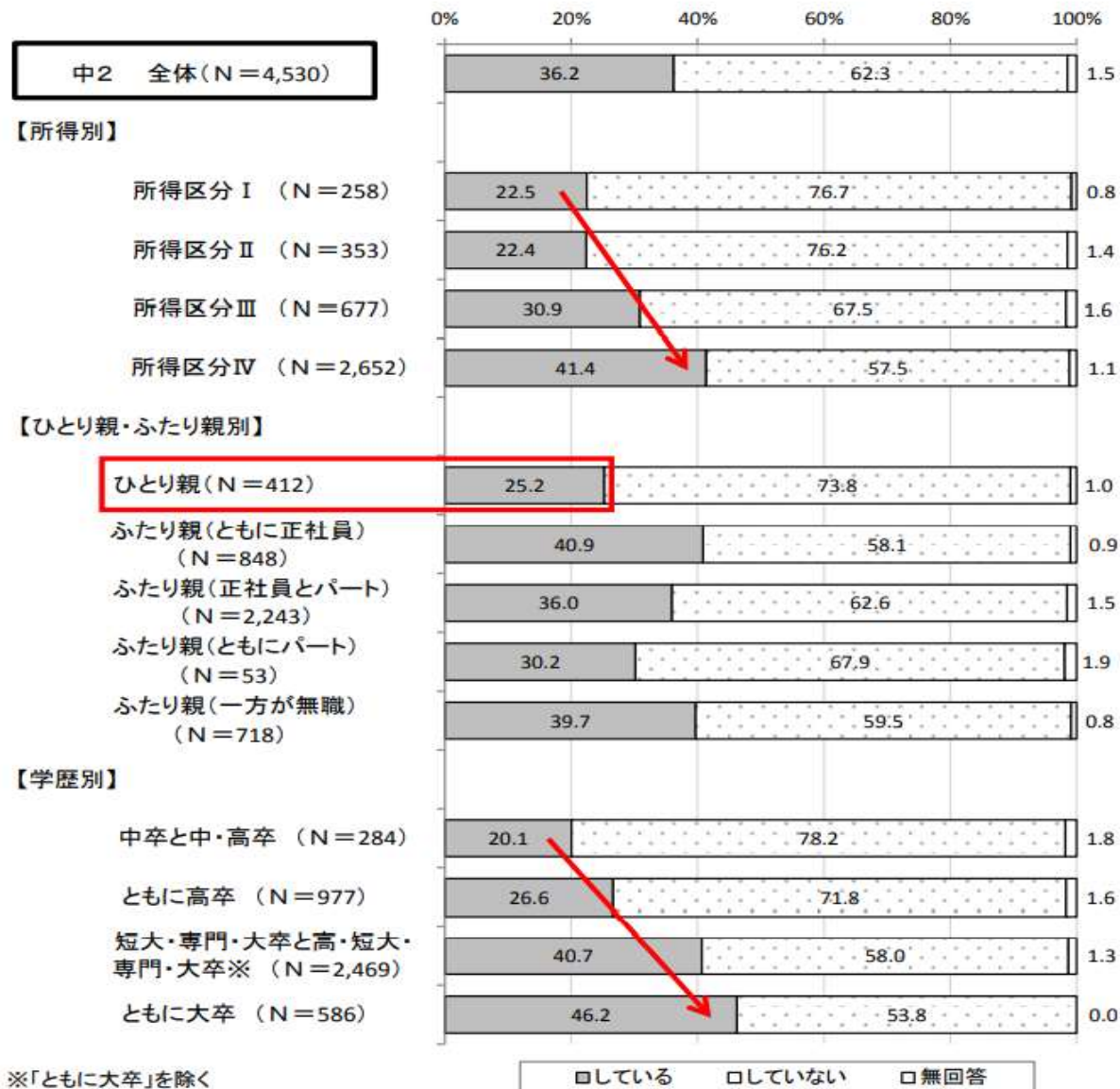


図表－13 習い事(その他の有料の習い事)について

【小5保護者】



【中2保護者】



現状課題

Ⅱ 健やかな育成環境

図表－19 過去1年間で、経済的理由により購入や支払いができなかった経験

【小5保護者】

(単位:%)

| | | N | ア、食料が買えなかった経験 | イ、衣料が買えなかった経験 | ウ、電気料金の未払い | エ、ガス料金の未払い | オ、水道料金の未払い | カ、電話料金の未払い | キ、家賃や住宅ローンの滞納 | ク、給食費の滞納 | ケ、その他の債務不履行 |
|------------|----------------------|-------|---------------|---------------|------------|------------|------------|------------|---------------|----------|-------------|
| 全体 | | 4,586 | 9.9 | 16.7 | 5.4 | 5.0 | 5.3 | 5.6 | 4.7 | 3.7 | 5.5 |
| 所得別 | 所得区分Ⅰ | 228 | 38.2 | 50.0 | 23.7 | 23.2 | 25.0 | 24.6 | 21.5 | 17.1 | 21.1 |
| | 所得区分Ⅱ | 359 | 24.2 | 35.4 | 12.5 | 12.3 | 10.0 | 12.5 | 12.8 | 6.4 | 12.0 |
| | 所得区分Ⅲ | 807 | 12.0 | 22.3 | 6.7 | 5.7 | 6.7 | 7.3 | 4.7 | 3.8 | 8.1 |
| | 所得区分Ⅳ | 2,630 | 4.6 | 9.5 | 2.3 | 2.1 | 2.3 | 2.3 | 2.1 | 1.9 | 2.7 |
| ひとり親・ふたり親別 | ひとり親 | 350 | 25.4 | 35.4 | 15.1 | 15.4 | 14.6 | 15.7 | 16.6 | 12.3 | 12.6 |
| | ふたり親(ともに正社員) | 833 | 5.9 | 12.0 | 3.1 | 3.1 | 2.9 | 3.4 | 2.9 | 1.8 | 3.7 |
| | ふたり親(正社員とパート) | 2,221 | 8.9 | 16.0 | 4.8 | 4.1 | 4.8 | 4.9 | 3.6 | 3.2 | 5.0 |
| | ふたり親(ともにパート) | 44 | 27.3 | 36.4 | 22.7 | 22.7 | 20.5 | 15.9 | 15.9 | 6.8 | 15.9 |
| | ふたり親(一方が無職) | 870 | 7.4 | 12.2 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.4 | 2.9 | 2.5 | 4.3 |
| 学歴別 | 中卒と中・高卒 | 297 | 24.2 | 34.0 | 20.2 | 17.5 | 20.9 | 21.9 | 19.9 | 13.5 | 18.9 |
| | ともに高卒 | 880 | 14.2 | 23.2 | 7.8 | 7.6 | 8.5 | 8.2 | 6.8 | 5.5 | 7.0 |
| | 短大・専門・大卒と高・短大・専門・大卒※ | 2,512 | 7.9 | 14.2 | 3.3 | 3.0 | 3.1 | 3.3 | 2.7 | 2.3 | 3.8 |
| | ともに大卒 | 651 | 3.4 | 6.8 | 0.9 | 1.2 | 0.8 | 1.4 | 0.8 | 1.1 | 1.2 |

※「ともに大卒」を除く

注)「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」の合計

【中2保護者】

(単位:%)

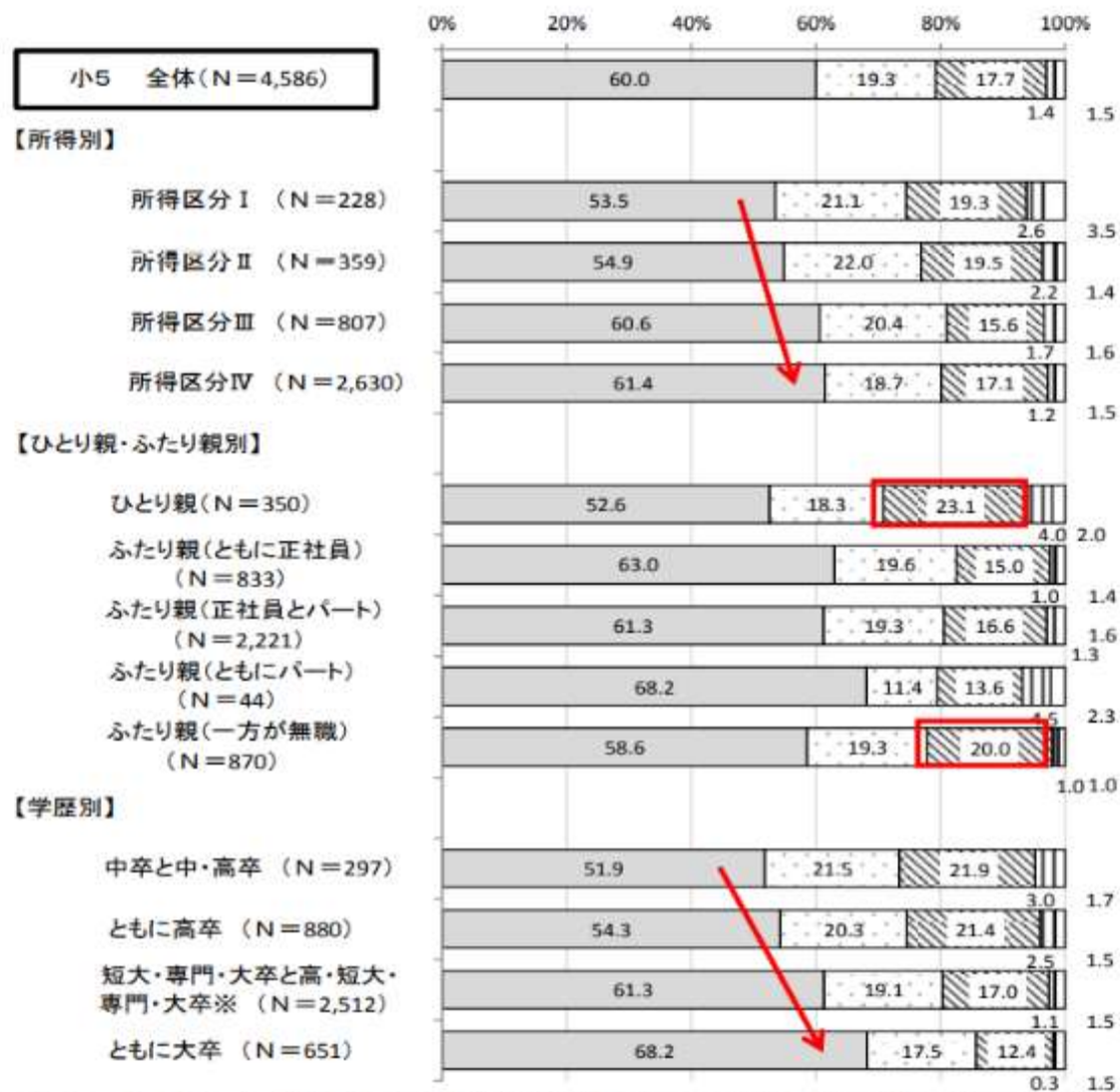
| | | N | ア、食料が買えなかった経験 | イ、衣料が買えなかった経験 | ウ、電気料金の未払い | エ、ガス料金の未払い | オ、水道料金の未払い | カ、電話料金の未払い | キ、家賃や住宅ローンの滞納 | ク、給食費の滞納 | ケ、その他の債務不履行 |
|------------|----------------------|-------|---------------|---------------|------------|------------|------------|------------|---------------|----------|-------------|
| 全体 | | 4,530 | 10.4 | 18.4 | 6.2 | 5.3 | 5.3 | 6.0 | 5.2 | 4.3 | 5.7 |
| 所得別 | 所得区分Ⅰ | 258 | 36.0 | 49.6 | 24.0 | 22.5 | 20.9 | 27.1 | 19.4 | 15.9 | 18.2 |
| | 所得区分Ⅱ | 353 | 28.3 | 45.9 | 13.9 | 11.3 | 13.6 | 15.3 | 15.3 | 10.5 | 14.7 |
| | 所得区分Ⅲ | 677 | 15.7 | 28.2 | 9.0 | 8.0 | 7.8 | 8.3 | 7.5 | 6.2 | 10.2 |
| | 所得区分Ⅳ | 2,652 | 4.6 | 10.0 | 3.1 | 2.4 | 2.5 | 2.5 | 2.2 | 1.9 | 2.7 |
| ひとり親・ふたり親別 | ひとり親 | 412 | 25.7 | 38.8 | 15.8 | 14.1 | 14.6 | 16.0 | 13.6 | 9.2 | 12.4 |
| | ふたり親(ともに正社員) | 848 | 5.9 | 10.0 | 3.4 | 2.4 | 2.2 | 4.0 | 3.5 | 3.4 | 4.2 |
| | ふたり親(正社員とパート) | 2,243 | 9.5 | 17.6 | 5.0 | 4.2 | 4.5 | 4.5 | 4.1 | 3.8 | 4.9 |
| | ふたり親(ともにパート) | 53 | 22.6 | 37.7 | 18.9 | 18.9 | 18.9 | 20.8 | 20.8 | 15.1 | 18.9 |
| | ふたり親(一方が無職) | 718 | 7.5 | 15.9 | 4.3 | 3.6 | 3.5 | 3.9 | 3.2 | 2.6 | 3.8 |
| 学歴別 | 中卒と中・高卒 | 284 | 23.6 | 39.1 | 18.3 | 15.8 | 18.3 | 19.7 | 15.5 | 13.0 | 18.3 |
| | ともに高卒 | 977 | 16.7 | 26.2 | 10.2 | 8.6 | 8.7 | 8.8 | 7.2 | 6.1 | 8.0 |
| | 短大・専門・大卒と高・短大・専門・大卒※ | 2,469 | 7.7 | 14.7 | 3.8 | 3.0 | 2.8 | 3.8 | 3.6 | 2.6 | 3.9 |
| | ともに大卒 | 586 | 4.1 | 8.5 | 2.0 | 2.2 | 2.2 | 2.0 | 1.9 | 1.7 | 1.7 |

※「ともに大卒」を除く

注)「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」の合計

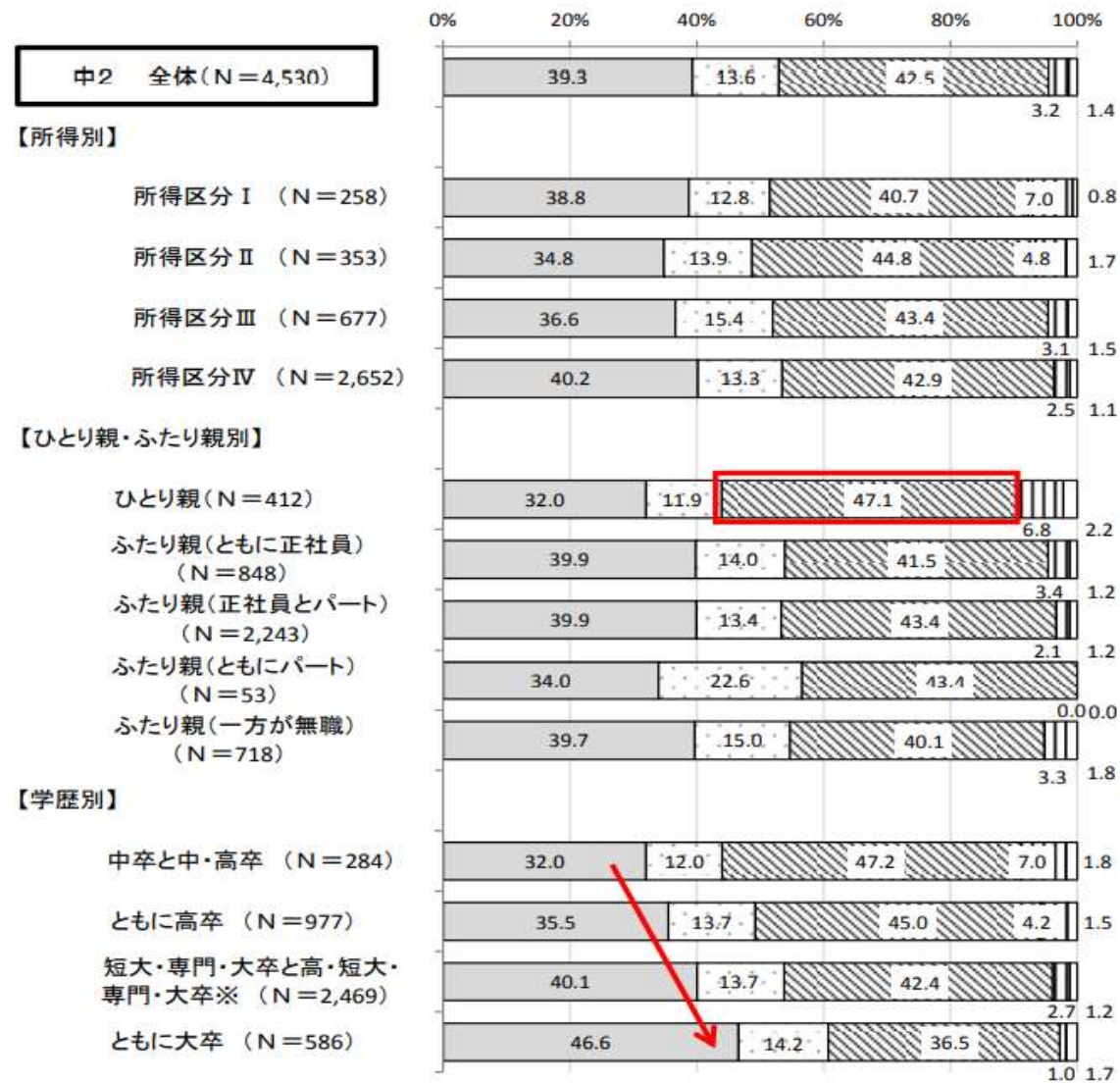
図表－30 ごはんを一緒に食べる人(学校のある日:朝ごはん)

【小5子ども】



※「ともに大卒」を除く □親と食べる □親以外の家族と食べる □ひとりで食べる □食べない □無回答

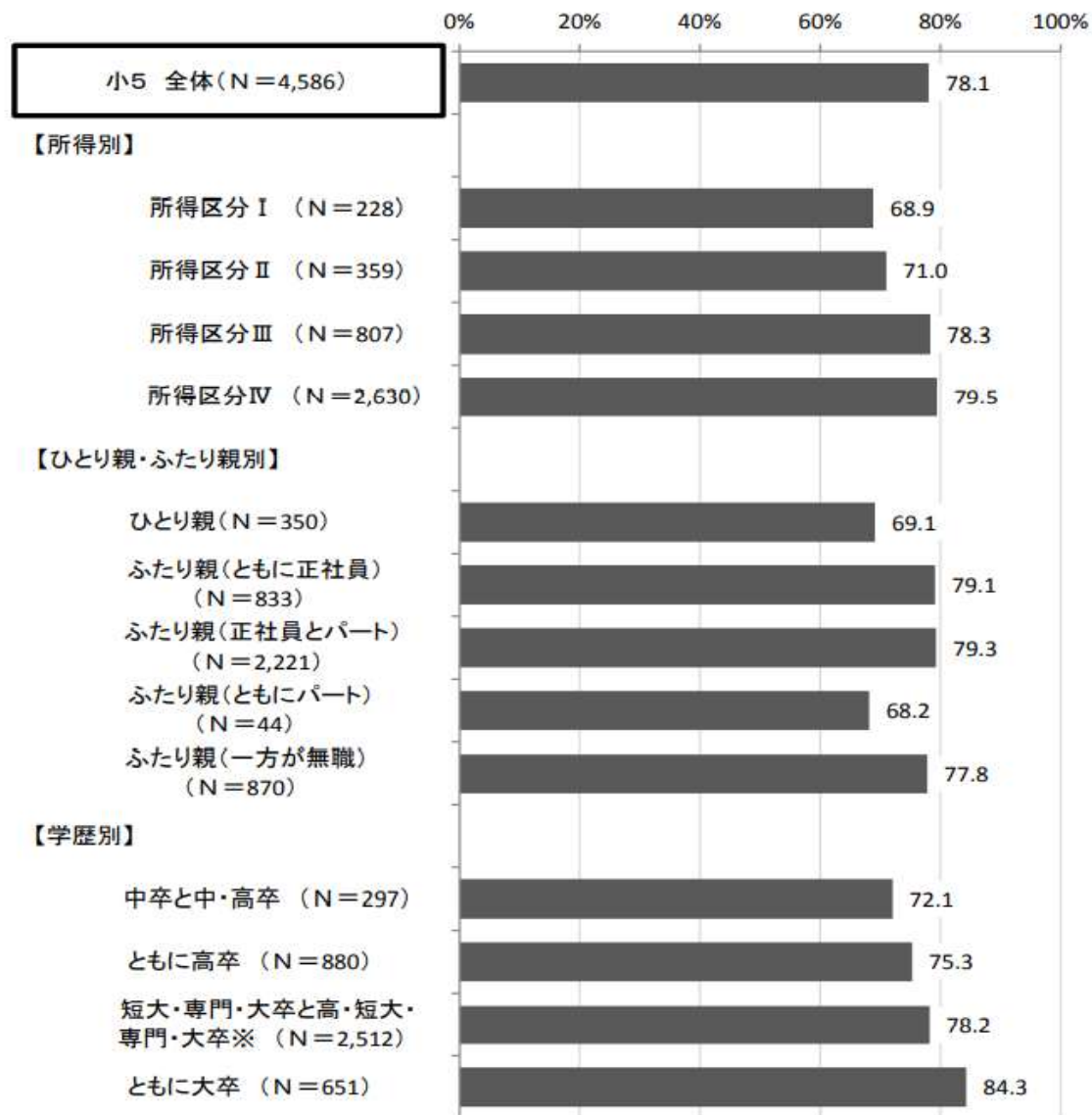
【中2子ども】



※「ともに大卒」を除く □親と食べる □親以外の家族と食べる □ひとりで食べる □食べない □無回答

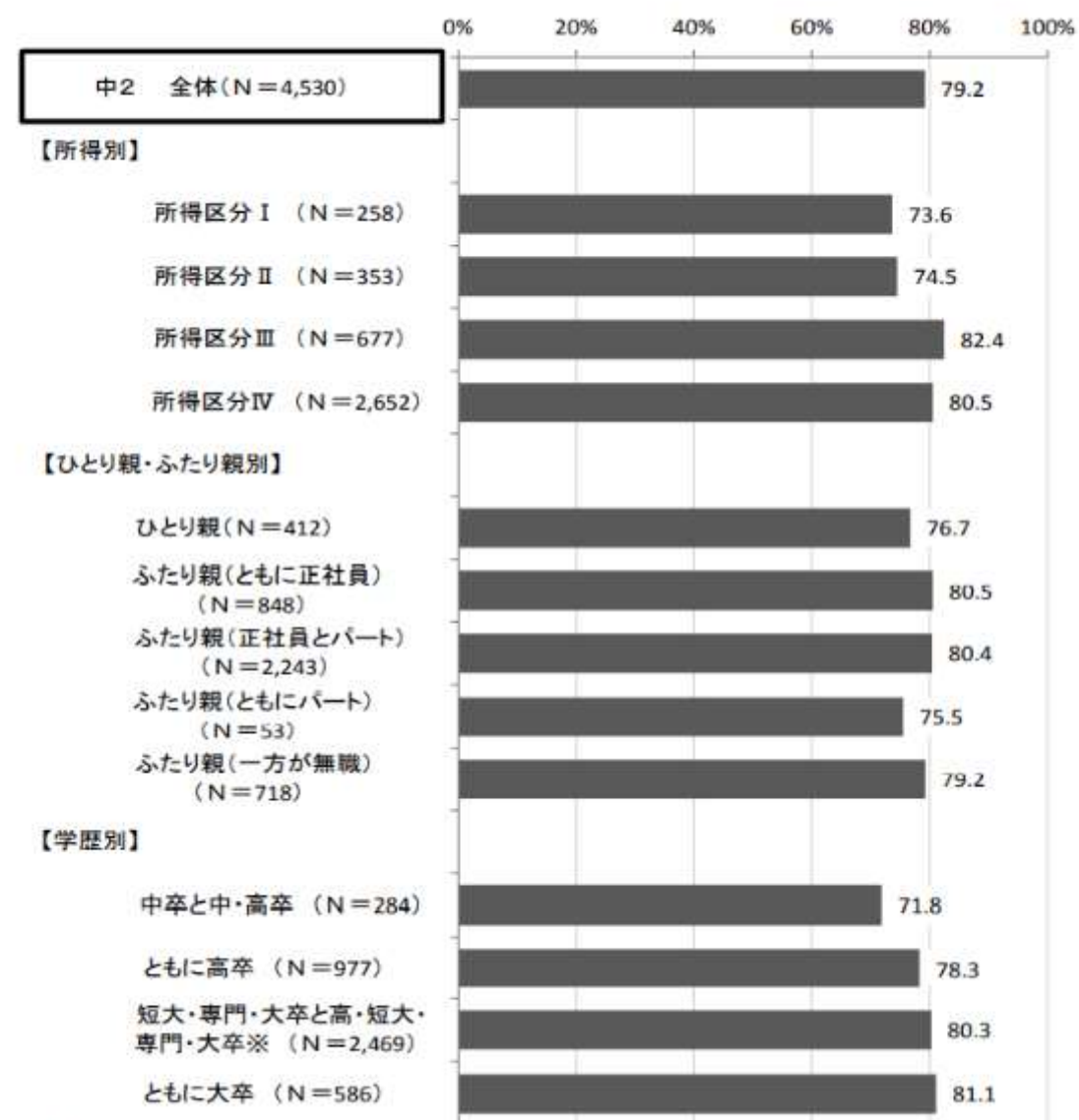
図表－42 友達との関係について ウ友達から好かれている「いつもそう思う」と「たいていそう思う」の割合

【小5子ども】



※「ともに大卒」を除く

【中2子ども】



※「ともに大卒」を除く

現状課題

Ⅲ 支援体制の充実

1 各種手続きに関するサポート体制の充実

○インタビュー調査では、「親に障害がある、学力がないなどの場合、保育園や幼稚園、学校からのお知らせ等の内容が理解できなかったり、書類の作成や提出がままならず手続きができず、必要な支援等を受けられていないことがある。」(支援者)、

「病院や保健センターなどに通訳がないので、困っていることを伝えられない。」(当事者)などの声が聞かれました。

○制度や手続きへの理解力不足等により申請できない人がいることから、必要な情報や制度を活用できるよう、支援を強化する必要があります。

○インタビュー調査では、「サポートが必要な家庭ほど、家族の中で抱え込み、支援につながっていないと感じる。」、「子育てに関しては高学歴な人ほど、自分ができないことを人に言えないことがあり、ノイローゼやうつになることがある。」、「高齢出産の場合、両親に子育てのサポートがしてもらえなかったり、高齢の両親の介護などダブルケアで精神的につらい人がでてくる。」(以上、支援者)などの声が聞かれました。

○気になる家庭や子どもの早期発見を行えるよう、支援体制の充実や関係機関の情報共有が求められています。

2 相談・サポートに対する抵抗感の払拭

○インタビュー調査では、「子育てに他人（支援機関等）が関わることへの抵抗感を下げる工夫が必要である。」「問題発見されても、支援までなかなか結びつかない人がいる。負のスパイラルに落ち込む手前の時点でいかに救うかが重要であり、関わり続けることが大事である。」「明らかに支援が必要でも、保護者が助けを求めなければ踏み込めない。」「子どもの発達障害なども増えており、親がどうしていいかわからないケースも多い。親が子どもの障害を受容できていないケースは支援につながりにくい。受容できている場合は、親と幼稚園や保育園、学校側で話しができています。」(以上、支援者)、

「親に知られないように相談できる環境がほしい。携帯電話がない、小遣いがない子どももいるので、電話での相談は難しい。スクールカウンセラーは日時が限定されており、友達にわかってしまいそうなので相談しにくい。」(当事者)などの声が聞かれました。

○相談したり、支援を受けることに拒否感や不安を感じる人もいることから、気軽に相談できる体制の強化が望まれています。

3 支援者の確保

① 適正な人員配置体制

○インタビュー調査では、「スクールソーシャルワーカーは中学校区単位で配置することで、小中連携がしやすくなる。」「非常勤のカウンセラーには相談しにくい。学校や保育園に専門性をもつ心理士がいると相談しやすい。」「施設退所者や里親委託解除後の子どもに対するサポートが必要であるが、人数が増えると単独の施設・機関で行うには限界がある。」(以上、支援者)などの声が聞かれました。

○子どもをとりまく問題や課題が複雑化する中で、様々な職種の人が関わるが多くなっています。的確な支援等を迅速に行えるよう、それぞれの機関等に適正な人員配置を行うことが重要です。

② N P Oなどの支援団体の確保・育成

○インタビュー調査では、「どのような子どもがいるか、各団体に何ができるかを確認したうえで、必要なところにお金を投じ、役割分担するべきである。」(支援者)との声が聞かれました。

○子どもに対する支援は行政だけでなく、様々な団体等が多様に行うことが重要であり、そのためにN P Oをはじめとする様々な支援団体の確保や育成、ネットワーク化を図ることが重要です。

子どもが輝く未来に向けた提言

取組の視点

提言の概要

施策提言

1. 教育の機会の均等

| | | |
|------------------------------------|---------------------|---|
| (1) 学習意欲・習熟 (勉強したい・勉強が分かる) | ①学習の習熟度の向上 | ◆学校での学習習熟度の向上に関する取組みの充実 ◆学校以外での学習習熟度の向上に関するサポート体制の充実 ◆学校に通える環境づくり |
| | ②学習意欲の向上 | ◆勉強することの意味を伝える・考える機会（授業）の提供 ◆学ぶことの楽しさを感じることができる機会の提供 |
| | ③学習スペースの確保 | ◆公共施設の開放・スペースの充実 ◆家庭における学習スペースの確保 |
| (2) 進学・進路 (希望する学校に行ける・進路が選択できる) | ①職業を知る機会の充実 | ◆学校における「職業」を考えるための機会の確保 ◆企業との連携による機会の提供・プログラムの充実 |
| | ②高校・大学進学に関する支援の充実 | ◆経済的支援の充実 ◆学校における情報提供の充実 ◆高等学校卒業程度認定試験受験者等に対する支援の充実 |
| (3) 体験・経験機会 (様々な体験・経験ができる) | ①様々な体験・経験ができる機会の提供 | ◆「絵本の読み聞かせ」の機会の充実 ◆多様な文化・芸術に触れる機会の充実 |
| | ②スポーツ体験・経験ができる機会の提供 | ◆スポーツができる場所・環境の充実 |
| | ③非日常の体験・経験ができる機会の提供 | ◆保育所・幼稚園・認定こども園・学校における非日常体験機会の充実 ◆地域における非日常体験機会の充実 |

+

2. 健やかな成育環境

| | | |
|---|-----------------------------------|--|
| (1) 所得・物質的な支援 (必要な支援が受けられる・必要なものを持っている) | ①物質的援助 | ◆「食」の提供 ◆「食」に関する家庭への啓発・支援の充実 ◆副教材に関する費用負担の軽減 |
| | ②金銭的支援 | ◆負担の大きい費用に対する支援の充実 |
| | ③保護者の就労・増収支援 | ◆保護者の就労・増収支援の充実 |
| (2) 生活習慣・生きる力 (規則正しい生活が身についている・生きる力が身についている) | ①保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等における生活習慣指導の充実 | ◆保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等生活の中での指導の充実 ◆子どもを通じた保護者の子育て力の向上 |
| | ②自分で生活する能力・技術の習得機会の提供 | ◆生活力の習得を目的とした授業や課外プログラムの提供 |
| (3) 社会とのつながり (社会や人との関係がつかれる・持っている) | ①子どもと保護者のコミュニケーションに関する支援・機会の提供 | ◆子どもと保護者で過ごす機会の提供 ◆外国人の子どもと保護者へのコミュニケーションの支援 |
| | ②子どもと社会とのつながりをつくる支援 | ◆楽しい学校生活の実現 ◆子どもの居場所の充実 |
| | ③地域とのつながりをつくる支援 | ◆学校施設を通じた地域とのつながりの促進 ◆子どもや保護者が気軽に地域活動に参加できるしくみづくり |

子どもが輝く未来に向けた提言

3. 支援体制の充実



⇒ 「子どもが輝く未来へのロードマップ」作成

子どもが輝く未来に向けた提言を踏まえて2018年度から2022年度までの5か年間の施策・取組みと工程について、ロードマップを作成。(2024年度まで延長)

3つの視点に基づく、139の取組み(53項目は重複)

4 子ども食堂について

「子ども食堂」とは

- ・主に子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する場で、民間発の自発的な取組

※2012年頃に東京都大田区で始まった取組が最初

- ・こども食堂の数は増加の一途

愛知県の場合（県内市町村が把握している子ども食堂の数）

2017年5月 56か所 ⇒ 2022年5月 293か所 （5年間で5倍以上！）

【参考】全国の状況（「NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」の調査による）

2018年 2,286か所 ⇒ 2021年 6,014か所 （3年間で約2.6倍）

- ・なぜ増えているのか

2010年代以降、メディアで多く報じられたことで動きが全国で活発化

「子どもの貧困」へのクローズアップ

※注意：
あくまで「把握数」であり、
実際の総数は不明

「こども食堂＝子どもの貧困対策」なのか

一般的なイメージ：「貧困家庭の子どもに食事を提供するところ」

⇒実際は・・・

明確な定義はない。法律もない。許認可もない。様々な運営形態があり、参加費、開催頻度、メニューも食堂ごとに違う。（開設者、運営者の思い）

単に食事を提供するだけでなく、放課後や休日の居場所、地域の人々とのつながりの場など、様々な形がある。

⇒「貧困家庭の子どもに食事を提供するところ」という理解は、一面正しいが不十分
大変な子どもと自他から認定されるような場所ではなく、誰でも利用できる居場所、
地域交流の場所であることが、結果として子どもの貧困対策にもなっていく。

わいわい子ども食堂

運営者：わいわい子ども食堂プロジェクト

- ・北医療生活協同組合
- ・社会福祉法人名北福社会
- ・名古屋北法律事務所暮らしと法律を結ぶハウネット

所在地：名古屋市北区

特色：発起人が定年退職後北医療生協の副理事長に就任。ボランティア活動を活発化させる中で、地元の法律事務所と福祉団体との協力の元、わいわい子ども食堂を開始。利用者がコロナ禍前には200人近くに。

フードパントリーやお弁当配布の活動も積極的に実施。

小学生を対象とした火を使わない料理教室や子どものためのクラシックライブ、子ども食堂ボランティア交流会など、幅広い活動を行なっている。

代表の杉崎氏は「あいち子ども食堂ネットワーク」相談役であり、愛知県社会福祉協議会が開催する「子ども食堂支援者及び開設準備研修会」の講師。



日進絆子ども食堂

運営者：いきいき塾NPO絆

所在地：日進市

特色：給食のない夏休み期間、ひとり親家庭の子どもたちを支えるため、日進市内の飲食店で使える「夏休み『お弁当・食事券』プロジェクト」を企画し、クラウドファンディングにより資金を募る。

令和3年度は目標額の100万円を上回る130万円が集まった。

市の協力を得て、児童扶養手当を受給する市内の全てのひとり親家庭など、425世帯に1700食分の「弁当券」を送付、100%利用された。

地元のコンビニエンスストアと連携し、フードドライブで集まった食品をフードパントリーで配布している。

日進絆子ども食堂の想い

どんな子どもでも、お祝いっぺい食べられる場所、安心して過ごせる多世代交流の場所を提供したい想いで「日進絆子ども食堂」は始まりました。

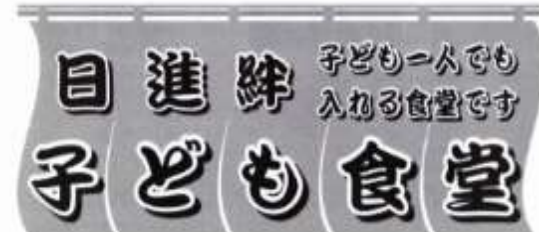
昨年は初めてクラウドファンディングによる「夏休みお弁当券プロジェクト」も、皆様のお陰で1,333,000円のご寄付を頂き、夏休みに日進市を通じて425家族1,700食の弁当券の配布が出来ました。今年も引き続き継続してまいりますので、その際は宜しくお願い申し上げます。

お陰様で日進絆子ども食堂が、6周年を迎えることが出来たのも、多くの皆様のご支援のおかげと、心より感謝申し上げます。

長年子ども食堂にかかわっていますと、多くのことが見えてまいります。特に体験格差、学習格差等が私共子ども食堂の課題になっています。今年は体験格差是正のために、各種体験教室を増やし、同じく課題を精切に感じている「見守り支援が必要とされる一人親家庭を中心とした家族に寄り添う活動」も、行政と協働して、公式LINEによる相談並びに宅食の活動にもトライアルします。

皆様のご支援を頂きながら、コロナ禍のなかではありますが全ての子どもたちの笑顔の為にがんばってまいります。

いきいき塾NPO絆-日進絆子ども食堂 山崎正信



開催日時：毎月第2日曜日
10時～11時 フードパントリー
11時～13時 子ども食堂子ども無料・大人500円
場所：にぎわい交流館 駐車場



絆子ども食堂ファーム収穫祭

いきいき塾NPO絆 日進絆子ども食堂
〒470-0122
日進市蟹甲町中岡 277-1 にぎわい交流館内
Eメール: [kizunakokoro@gmail.com](mailto:kizunakokokoro@gmail.com)
代表 山崎正信 070-8971-5223



日進絆子ども食堂
申請書提出先

つなぐ子ども食堂

運営者：一般社団法人つなぐ子ども未来

所在地：名古屋市昭和区

特色：子ども食堂の活動にとどまらず、子どもたちのフリースペースの運営、フードパントリーやお弁当の配布、子どもの体験・学習の機会である「昭和区オモシロ探検隊」の実施、他の子ども食堂への食材配布のためのハブステーション活動、行政、社会福祉協議会と連携した個別支援、包括支援の実施等

「新しい社会資源としての子ども食堂」活動を実施している。



県の「こども食堂」支援

- ・ 子ども食堂の開設経費等への助成
個人、企業からの寄附による「子どもが輝く未来基金」を活用
- ・ 「愛知子ども調査」では、保護者の所得が低いほど、学校のない日の昼食を「ひとりで食べる」と答えた子どもの割合が高い傾向にあった。
⇒ 子どもの孤食を防止し、安心して通える居場所となる子ども食堂の取組が県内全域に広がってほしい！

| 補助内容（主なもの） | |
|-----------------|--|
| 子ども食堂の支援 | 新たに子ども食堂を開設される方 子ども食堂の開設経費の一部として、会場となる住宅等の改修費用や備品費を補助します。 補助額 1か所当たり 100,000円以内 |
| 子どもの学習支援 | 子ども食堂を運営されている方(※) ※新たに子ども食堂を開設される方も対象 子ども食堂での学習支援実施に必要な学習用参考書や児童図書等の購入費を補助します。 補助額 1か所当たり 20,000円以内 |
| 子ども食堂での感染症対策の支援 | 子ども食堂を運営されている方(※) ※新たに子ども食堂を開設される方も対象 新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら、安心・安全に子ども食堂を開催するために必要となる衛生用品等の購入費用を補助します。 補助額 1か所当たり 100,000円以内 |

「子どもが輝く未来基金」

- ・ 実効性のある子どもの貧困対策の推進に必要な財源を確保するため、2019年に基金を造成

※基金：補助金や寄付金等を原資として、特定の用途に充てるため、他の財産と分けて保有するお金

- ・ 活用事業

☛ 児童養護施設入所児童等の支援（大学入学準備費用、大学等受験費用、児童養護施設等退所費用の支給）

☛ 子ども食堂への支援（新規開設経費、学習支援用品等購入費用、感染症対策費用の補助）

子どもが輝く未来基金

<子どもたちに夢と希望を届けるために、ご寄附をお願いします>

愛知県内の7万人以上の子どもが貧困？

2016年12月に愛知県が実施した「愛知子ども調査」では、愛知県の子どもの貧困率は5.9パーセントでした。愛知県の17歳以下の子どもの数は約122万人であるため、県内で7万人以上の子どもが、全国の一般世帯の半分以下の所得で暮らしていると推計されます。

すべての子どもたちが、それぞれの輝く未来に向けて、夢と希望を持って成長できるような社会みんなで、子どもたちを支えていきましょう。

どうして、支援が必要なの？

○2017年度における県全体の高校卒業後の進学率は71.5%であるのに対し、児童養護施設等で暮らす子どもの高校卒業後の進学率は18.9%と低くなっています。大学等へ進学したくても、経済的な要因で進学を諦めることのないよう、支援をしていくことが必要です。

○「愛知子ども調査」によると、保護者の所得が低いほど、学校のない日の昼食を「ひとりでおべろ」と答えた子どもの割合が高い傾向にあります。子どもの偏食を防止し、安心して通える居場所となる子ども食堂の取組を県内全域に広げていくことが必要です。



どんなことに使われるの？

皆様からのご寄附は、次の6つの事業に活用させていただきます。

| | | |
|--|-----------------------------------|--|
| 児童養護施設入所児童等の自立支援  | ①大学生入学準備金の支給 | 大学等へ進学する児童に対して進学に要する準備金を支給 |
| | ②大学等受験費用の支給 | 受験料やオープンキャンパスに行く際の交通費等受験に係る費用を支給 |
| | ③施設等退所費用の支給 | 引越し代、転居先で使用する家具・家電等の退所にあたり必要な費用を支給 |
| 子ども食堂への支援  | ④子ども食堂開設経費の助成（子ども食堂の開設時） | 子ども食堂の開設経費の一部として、住宅等の改修費用や備品費を助成 |
| | ⑤学習用参考書や児童図書等購入費の助成 | 子ども食堂での学習支援実施に必要な学習用参考書や児童図書等の購入費を助成 |
| | ⑥感染症対策に必要な衛生用品等の購入費の助成（子ども食堂の開設時） | 感染症対策を徹底し、安心・安全に子ども食堂を運営するために必要な衛生用品等の購入費を助成 |

※児童養護施設とは、虐待や保護者の病気等により家庭で育てることができない子どもの養育を行う施設です。子ども食堂は、子どもたちが地域の人たちと一緒に食事をすることで、子どもの孤立を防止し、健やかな成長を促すことができる取組です。

【お問合せ・お申込み先】

愛知県福祉局福祉部地域福祉課 子ども未来応援グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-954-6627 / FAX 052-954-6945 / メールアドレス chikifukushi@pref.aichi.lg.jp

民間団体との連携

- ・ 社会福祉協議会

社会福祉法に規定されている公益的、自主的な組織で、地域福祉の推進が目的。

⇒ 連携して子ども食堂の活動を支援

- ・ フードバンク

安全に食べられるが、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出せない食品を企業などから寄贈していただき、子ども食堂や福祉施設・団体、困窮世帯等に無償で提供する活動

⇒ 規模の大きいフードバンクを中心に、情報共有、意見交換

- ・ 子ども食堂の自主的なネットワーク

愛知県社会福祉協議会との連携

- ・「子どもの居場所応援プラザ」

子ども食堂の開設・運営や、子どもの学習支援などの様々な相談に応じるための専門の相談窓口を設置

- ・広報活動

子ども食堂マップ、情報誌の発行

- ・支援者向け研修

子ども食堂支援者及び開設準備研修の開催

※これらの取組を県と連携して取り組み、財政面の支援も実施



「あいち子ども食堂応援ステーション」



あいち子ども食堂応援ステーション

- 子ども食堂の課題の1つは、安定的な食材の確保。
- また、企業側が食材提供に積極的でも、子ども食堂を見つけるのに手間取ったり、提供する食材の量が多すぎたりすることがある。
⇒ 企業が安心して食材を預ける先を簡単に見つけられるよう、2022年4月から「あいち子ども食堂応援ステーション」認定制度をスタート。
冷蔵設備などを持つフードバンク活動団体を愛知県社会福祉協議会が認定。
認定団体が企業と子ども食堂とのつなぎ役に。
- 制度創設に合わせて、子ども食堂に関する情報を集めたポータルサイトも開設。
あいち子ども食堂応援ステーション認定団体や、子ども食堂の一覧を掲載。

「あいち子ども食堂応援ステーション」



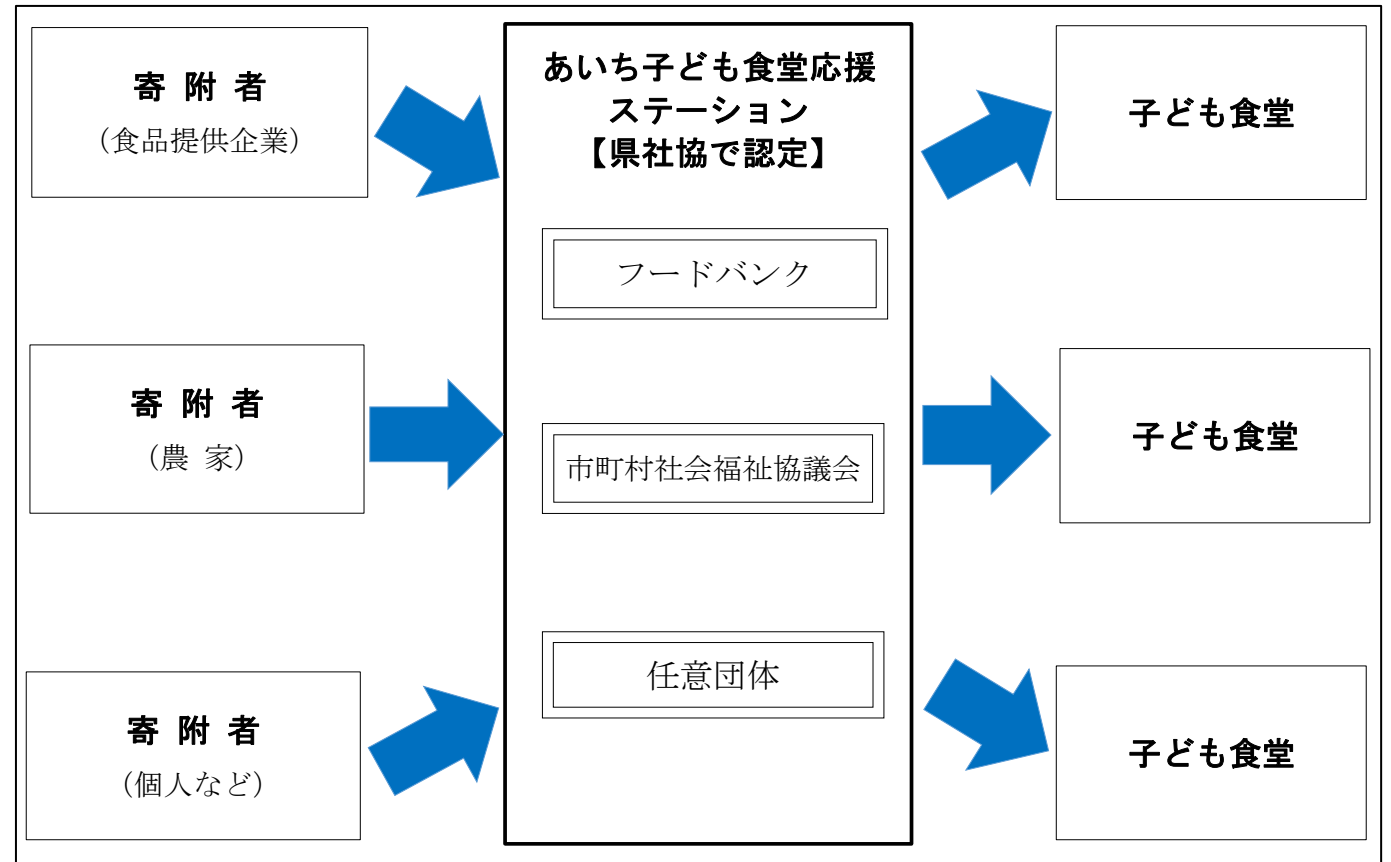
あいち子ども食堂応援ステーション

・認定数

30箇所（2022.12.20現在）



写真：NPO法人フードバンク愛知（北名古屋市）



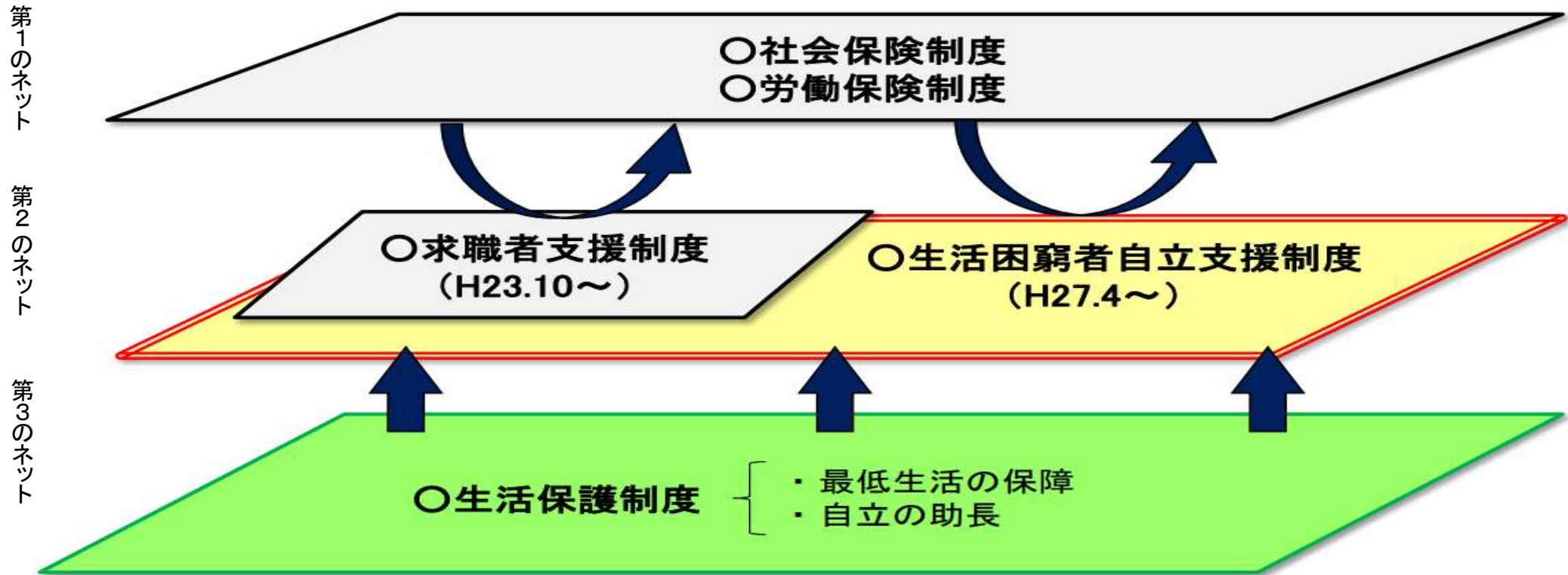
まとめ

- ・ 子ども食堂は善意の取組み
- ・ 学区、学校の協力が得られると子どもが集まりやすい
- ・ 自らの強みを活かした活動をするのが長続きにつながる
- ・ 始めるよりも続ける方が難しい（無理のない開催、運営を）
- ・ 規模が大きくなると人の手配や食材、経費の調達も大きくなる
- ・ 支援が必要な子どもに直接支援できているか確かめにくい
- ・ 地域に根ざした活動をすることで、地域からの支援が得られやすくなる
- ・ イベントの開催や体験学習、学習支援など、他の活動を行なう場合の呼び水になる

5 生活困窮者自立支援制度

重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



- ◆課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る。
- ◆生活保護制度の受給を制限するものではなく、生活保護が必要な人には適切につなぐ。生活保護制度とは両輪として機能する制度。

生活困窮者自立支援法に基づく事業

H31年度予算:438億円 R 2年度予算:487億円
 R 3年度予算:555億円 R 4年度予算:594億円
R5年度予算案:545億円 + R4二次補正予算60億円(※)
 ※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等

包括的な相談支援

◆**自立相談支援事業**
 (全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関
 (令和4年4月1日時点) **国費 3 / 4**

- (対個人)**
- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
 - 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成
- (対地域)**
- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆**福祉事務所未設置町村による相談の実施**
 ・希望する町村において、一次的な相談等を実施 **国費 3 / 4**

◇**アウトリーチ等の充実**
 ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 **国費 3 / 4**

◆**都道府県による市町村支援事業** **国費 1 / 2**
 ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 **国費10/10**

◇**都道府県等による企業開拓・マッチング支援事業**
 ・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング・定着までの一貫した支援
 ※ 農業分野との連携等地域の実情に応じた取組の促進

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



子どもの学習・生活支援事業(任意事業)

◆ 事業の概要

- ・「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- ・生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行う。

▶ 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し

◆ 実施方法

地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



ご清聴ありがとうございました。

今後とも、子どもの貧困対策への
御理解と御協力をお願いします。

また、近隣の子ども食堂や学習支援への
御支援、御協力をお願いします。